業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況

（令和７年度）

令和８年７月

広島市教育委員会

目次

Ⅰ　令和７年度実施状況の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　各取組項目の令和７年度実施状況

●　学校における業務改善

・　学校や教員が担うべき業務範囲の適正化

NO.1　授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用・・・・・・・・・・・・・　3

NO.2　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用・・・・・・・・・・・　4

NO.3　スクールロイヤーの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

NO.4　就職指導に係る外部人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

NO.5　学校行事等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

NO.6　学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化・・・・・・・・・・・・・・　8

・　教育委員会等から学校に求める業務の縮減

NO.7　調査・報告等の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

NO.8　研修・会議・説明会等の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

・　業務改善に資する環境整備

NO.9　ICT 環境の整備・活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

NO.10 教育委員会の体制等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

●　過密期間・日程の緩和

・　勤務時間管理の徹底

NO.11 定時退校日の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

・　授業・部活動の負担軽減

NO.12 日課の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

NO.13 小学校高学年における教科担任制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

NO.14 部活動の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

・　休暇取得の促進

NO.15 学校閉庁日の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

NO.16 計画的取得の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

●　働き方に係る教職員等の意識改革

・　学校経営との連携

NO.17 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進・・・・・・・１９

NO.18 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進・・・・・・・・２０

NO.19 メンタルヘルス対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

・　研修の充実

NO.20 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・２２

NO.21 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・２３

・　保護者・地域と連携した学校運営

NO.22 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

Ⅰ　令和７年度実施状況の総括

１　達成目標について

⑴　長時間勤務の解消

区分	指標（目標値）	令和５年度	令和６年度	令和７年度
目標１	年間月平均の勤務時間外の在校等時間 45 時間以下の教職員の割合（100%）	74.1 %	76.9 %	78.7 %
目標２	連続した３か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合（100%）	96.1 %	96.3 %	97.0 %

⑵　休暇取得の促進

区分	指標（目標値）	令和５年度	令和６年度	令和７年度
目標３	年次有給休暇の平均取得日数（16 日以上）	16.4 日	15.2 日	15.0 日

２　取組項目について

上記の目標を達成するため、次の３つの視点及び９の分類を基に、22 件の取組を実施している。

視点	分類	取組
学校における業務改善	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化	６件（No.1～6）
	教育委員会等から学校に求める業務の縮減	２件（No.7～8）
	業務改善に資する環境整備	２件（No.9～10）
過密期間・日程の緩和	勤務時間管理の徹底	１件（No.11）
	授業・部活動の負担軽減	３件（No.12～14）
	休暇取得の促進	２件（No.15～16）
働き方に係る教職員等の意識改革	学校経営との連携	３件（No.17～19）
	研修の充実	２件（No.20～21）
	保護者・地域と連携した学校運営	１件（No.22）

３　評価及び令和８年度における対応方針について

⑴　評価

目標１「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合」については、令和６年度より数値が改善しており、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標２「連続した３か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合」については、令和６年度より数値が改善しており、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標３「年次有給休暇の平均取得日数」については、令和６年度より数値が低くなっており、校種別では、幼稚園の取得日数が低く、職位別では、園長・校長、教頭の取得日数が低くなっている。

【令和７年度の達成目標の校種別、職位別の実績】

○ 年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	93.3%	82.5%	71.5%	71.9%	71.2%	78.7%

職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等
	56.8%	21.8%	40.0%	76.6%	98.1%

○ 連続した３か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	98.9%	93.8%	92.9%	90.0%	97.5%

職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等
	96.5%	78.4%	89.7%	97.0%	99.9%

○ 年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校（前期）	特別支援学校
	10.1 日	15.6 日	13.6 日	14.2 日	11.8 日	14.0 日

職位等	園長・校長、教頭	主幹教諭、教諭等	事務職員等
	7.8 日	15.4 日	16.4 日

⑵ 対応方針

目標の達成に向けて、「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、引き続き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって、22 の取組項目に係る PDCA サイクルの下、必要な見直しを行いながら着実な推進を図る。

「長時間勤務の解消」については、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担の軽減を図るため、これまでのアンケート調査に加え、実際に現場を確認し、より詳細な実態把握を引き続き行いながら、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組む。また、「休暇取得の促進」については、引き続き園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、休業期間中の学校閉庁日の拡大実施など、休暇を取得しやすい環境整備に取り組む。

さらに、小学校、中学校の各２校を引き続きモデル校に指定し、各校の課題解決に係る取組や、小学校においては教科担任制の推進、中学校においては部活動の負担軽減に係る取組を実施し、その成果を全幼稚園・全学校に普及させる。

Ⅱ　各取組項目の令和７年度実施状況

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.１　授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
所管課	教職員課
内　　容	教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の確保に向け、全校にスクールサポートスタッフを配置するとともに、教員が日常的に行っていた業務のうち、必ずしも教員が行う必要のないプリントの印刷・配布準備やデータの入力作業等の具体的な活用事例や、教員のニーズを捉えた効果的、効率的な活用方法等について、校長会等を通じて周知する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
スクールサポートスタッフを増員し、教員の負担を軽減し、長時間勤務の縮減を図るとともに、児童生徒へのきめ細かな指導や教材研究等の時間を確保し、教育の質の向上を図る。	スクールサポートスタッフを令和６年度に比べ 113 人増の延べ 335 人を全校に配置し、教員の専門性を必要としない校務事務等をサポートした。また、全学校に対し、学校独自の作業依頼票を作成・活用しているなどの好事例を周知した。 アンケート調査の結果、教員の負担軽減や児童生徒への指導等の教育活動の充実につながったと回答した学校は 99.5%であり、更なる配置拡充を希望する声があった。

（参考）令和８年度の取組予定

教員のより一層の業務負担軽減に向けて、教員のニーズを捉えつつ、スクールサポートスタッフの増員に努め、児童生徒へのきめ細かな指導や教材研究等の時間を確保し、教育の質の向上を図る。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.2　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
所　管　課	生徒指導課
内　　容	支援が必要な児童生徒への対応は、教職員だけで解決していくことが困難な場合があるため、学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒・保護者への支援や教職員への助言などを行うとともに、より効果的な支援につなげられるよう、教育委員会にスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーへの研修や助言を行うことで質の向上を図る。また、スクールカウンセラーを配置していない幼稚園においても、支援体制を整え、園児・保護者等が活用できるようにする。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
支援が必要な児童生徒への対応が複雑化・長期化していることから、教職員の負担軽減を図るために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、積極的に教職員へ助言・援助などを行う。	スクールカウンセラーを全小・中・高等学校等に配置するとともに、要請に応じて幼稚園にも派遣することとし、63,161 件の児童生徒・保護者等への相談や教職員への助言・援助を行った。また、スクールソーシャルワーカーを令和６年度に比べ１人増員し、24 人を配置し、1,128 件の支援・対応を行った。 なお、アンケート調査の結果、教職員への助言・援助などにより、教職員の負担軽減につながったと感じたと回答した学校の割合が 90.4%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

支援が必要な児童生徒への対応が複雑化・長期化していることから、教職員の負担軽減を図るために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、積極的に教職員へ助言・援助などを行う。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.3　スクールロイヤーの活用
所　管　課	教育企画課
内　　容	学校で起こる事件・事故や保護者対応等においては、事案が深刻化する前に法的な観点からの検討が必要になる場合が多いことから、事案の初期段階からスクールロイヤー（弁護士）に相談できる「スクールロイヤー制度」を導入しており、教員の心理的な負担感の軽減を図っている。 学校がより容易に活用できるよう、活用事例を掲載したチラシの見直しを行い、引き続き、校長会等において制度の周知を行うとともに、学校からの意見等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを検討し、学校がいつでも気軽に活用できる体制を維持する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
校長会等の機会を活用し、スクールロイヤー制度の更なる周知を図る。	教育委員会情報ネットワークシステムの書庫に掲載した相談事例集を充実させるとともに、校長会での制度チラシの配布やスクールロイヤーを講師に招いた研修の実施により周知を行った。 なお、アンケート調査の結果、スクールロイヤー制度を「気軽に活用できる」と回答した学校の割合は 74.8%であり、活用の判断を迷う声があった。

（参考）令和８年度の取組予定

校長会等の機会を活用し、スクールロイヤー制度の更なる周知を図る。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.4　就職指導に係る外部人材の活用
所　管　課	指導第二課、特別支援教育課
内　　容	高等学校及び特別支援学校等（以下、本項目において「学校」という。）において、就職コーディネーター・ジョブサポートティーチャー（以下、「就職コーディネーター等」という。）を配置し、教員が行っていた職場開拓や面接指導等における負担軽減を図っている。生徒のキャリア教育の充実を図る必要がある中、働き方改革を一層進めるためには、役割分担の見直しの観点から、就職コーディネーター等の活用をさらに進めていく必要があるが、就職希望者がいない学校では活用が進んでいないことが課題となっている。 教員との適切な業務分担のもと、就職コーディネーター等による進路相談や面接指導等を引き続き行うとともに、就職コーディネーター等が得た求人情報等を全ての学校で共有できる仕組みづくりを検討する。また、就職コーディネーター等が、インターンシップや社会人講話の受け入れなどについて、地元企業等と学校との連携をコーディネートし、キャリア教育の充実を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
全ての学校が就職コーディネーター等による生徒の就職に関する支援、キャリア教育コーディネーター・高校コーディネーターによる学校と地元企業や大学等との連携等の支援を行うことを理解し、進路指導やキャリア教育に係る教職員の業務の負担軽減に向けて効果的・効率的な指導体制を構築する。	高等学校では、就職コーディネーター２名及びジョブサポートティーチャー１名が企業を訪問し、職場開拓を行うとともに、進路指導主事等を窓口とした指導体制を構築し、生徒の進路相談や面接指導等を行った。また、キャリア教育コーディネーター２名が各学校を訪問し、キャリア教育の実態を把握するとともに、教頭等を窓口とした連携体制を構築し、外部人材の調整など各校のキャリア教育を支援した。さらに、高校コーディネーター１名が、校内外の関係者をつなぐ調整役として指導体制を構築し、地元企業や大学等との連携支援を行った。 特別支援学校では、ジョブサポートティーチャー２名が教職員に代わり生徒への面接指導を行い、就職に係る指導体制を構築した。また、新規で 19 社の職場開拓、関係機関との随時の連携等を図ったり、企業を対象とした学校見学会を年間で２回実施したりする等、学校と企業等との連携を強化した。 なお、アンケート調査の結果、高等学校において、教職員の負担軽減につながったと回答した学校の割合は 87.5%であった。また、特別支援学校においては、ジョブサポートティーチャーを活用し、指導体制の構築に向けた取組を行うことができた。

（参考）令和８年度の取組予定

就職コーディネーター等による生徒の就職に関する支援、キャリア教育コーディネーター・高校コーディネーターによる学校と地元企業や大学等との連携等の支援を継続し、必要に応じて活用が充実するよう指導助言を行う。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.5　学校行事等の見直し
所　管　課	指導第一課
内　　容	学校行事が多岐にわたり、準備等が教職員の負担になっていることから、学校行事等の見直しを行った事例を学校に紹介しており、各学校においては、学校行事の目的や内容等を改めて精査し、精選や実施方法の見直し等が進んでいる。 精選や実施方法の工夫などの事例や、見直しに係る取組過程などを引き続き周知し、各学校において学校行事の見直しを促進する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
学校行事について、教科等との関連や活動の重点化を図ることで、準備等の負担を軽減しつつ、内容を充実することができるよう工夫した他校の好事例を紹介し、各学校が学校行事等の意義を踏まえて、定期的に見直しができるようにする。	学校行事の効果的な実施について検討するよう、校長会等で周知したり、他校の好事例を教務主任研修等で紹介したりした。 なお、アンケート調査の結果、準備等の負担を軽減しつつ内容が充実するよう工夫したと回答した学校の割合は93.0％であった。

（参考）令和８年度の取組予定

学校行事について、各学校が学校行事等の意義を踏まえて、定期的に見直しができるように、実施方法の工夫や見直しに係る取組過程などの好事例を紹介する。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化
取組項目	NO.6　学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
所管課	教職員課
内　　容	平成29年に改正された学校教育法により、学校事務職員には、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められるようになったことから、本市では、平成31年に学校事務職員が担当すべき標準職務を定め、学校事務職員の職務範囲を明確にし、こうした取組の意義等を研修等により働きかけてきたが、一部の学校では、依然として、学校事務職員の職務の一部を教員が担っていたり、学校運営に関する会議への参画が不十分な状況等が見受けられる。 学校事務職員が標準職務に示されている事務を担うことや、学校運営に主体的・積極的に参画することの意義等について、引き続き学校事務職員や校長等へ働きかける。各学校が作成している事務分担表を踏まえ個別に働きかけるとともに、学校と教育委員会の連携のもと、新たな業務も含め、標準職務の見直しについて検討する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
学校事務職員が標準職務に示されている事務を全て担い教員の事務負担を軽減する。また、学校運営に係る会議の構成員となる等、学校運営に主体的・積極的に参画することで、教職員の事務負担の軽減や効率化等、学校運営の強化を図る。	毎年度、各学校に対して行っている「学校事務職員の標準職務」に基づく事務分担表の作成依頼の通知内容を見直し、学校事務職員が標準職務の全てを担うこと及び学校運営に主体的・積極的に参画することの意義を改めて周知した。また、各学校が作成した事務分担表を確認し、学校事務職員が標準職務の全てを担っていない学校に対して、事務分担を見直すよう個別に働き掛けた。 なお、アンケート調査の結果、学校事務職員が標準職務の全てを担っている学校の割合は98.0%、学校事務職員を運営会議の構成員としている学校の割合は97.5%、学校事務職員が学校運営の課題等を共有することにより、教職員の事務の効率化や負担軽減等、学校運営の推進につながったと回答した学校の割合は90.6%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

学校事務職員が標準職務に示されている事務を全て担い教員の事務負担を軽減したりする。学校運営に係る会議の構成員となる等、学校運営に主体的・積極的に参画することで、教職員の事務負担の軽減や効率化等、学校運営の強化を図る。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	教育委員会等から学校に求める業務の縮減
取組項目	NO.7　調査・報告等の負担軽減
所管課	総務課
内　　容	学校への調査・統計については、その重要性を踏まえつつ、真に必要なものかなどの視点の下、１つ１つ、廃止や調査頻度の削減、調査の一元化等の検討をしており、これまで100件以上の見直しを行うとともに、年度当初に「調査・統計実施予定一覧」として、学校に提供している。 学校において計画的に業務が進められるよう、年度当初に一覧表を学校に周知する。また、調査・統計等に係る負担感・多忙感の主な要因について、働き方改革推進モデル校等からの協力を得ながら、学校における現状を把握・分析し、具体的な見直しに取り組む。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
学校への調査・報告等について、廃止、調査項目の削減、調査時期の変更、回答期限の延長や回答方法の工夫等、学校の負担軽減に資する見直しを行う。	４月に、「令和７年度学校への調査・統計実施予定一覧表」を学校へ通知する際、「令和７年度学校への調査・統計の実施予定の見直し状況（16件）」を取りまとめ、あわせて学校に示した。

（参考）令和８年度の取組予定

学校への調査・報告等について、廃止、調査項目の削減、調査時期の変更、回答期限の延長や回答方法の工夫等、学校の負担軽減に資する見直しを行う。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	教育委員会等から学校に求める業務の縮減
取 組 項 目	NO.８　研修・会議・説明会等の適正化
所　管　課	総務課、教育センター
内　　容	教育委員会が実施する研修・会議・説明会等（以下、本項目において「研修等」という。）については、その必要性や内容の精査、実施回数や実施方法の見直しを行うとともに、参加対象者の研修等が同日に開催されたり、短期間に集中したりしないように日程調整の上、予定される研修等の一覧表を作成し、年度当初に学校へ周知する。また、これまでの慣例にとらわれず研修等の必要性を検討の上、内容を精選するとともに、対面形式のみならず、オンラインによる双方向や動画の配信、資料配布など、その内容に最も効果的な方法で柔軟に実施する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
研修等について、一覧表を活用しながら時期や内容、開催方法等を工夫し、研修等の適正化を図る。	４月に令和７年度実施予定の研修等の一覧表を学校へ通知した。また、令和８年度の研修等実施に向けて各課と一覧表を共有するとともに、研修等の統合・削減や方法・日程等について検討し、計 14 件の見直しを行った。

（参考）令和８年度の取組予定

研修等について、一覧表を活用しながら時期や内容や開催方法等の工夫し研修等の適正化を図る。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	業務改善に資する環境整備
取組項目	NO.9　ICT 環境の整備・活用の推進
所　管　課	教育企画課、指導第一課
内　　容	通信回線の高速化や電子メールの保存容量の拡大等につながる「教育委員会情報ネットワークシステム」の再構築や、給食費の徴収・管理業務に係る負担軽減に向けた「給食費等管理システム」の導入など、ＩＣＴ環境の整備を進めてきた。また、ＧＩＧＡスクール構想により整備した１人１台のタブレット端末等を効果的に活用できるよう、授業準備やＩＣＴ機器等のトラブル対応の負担軽減に向けた支援や、研究指定校による実践研究を行う。教職員の事務の効率化を目的に、「学校納入金会計システム」、「採点システム」、「欠席等連絡受付システム」の導入を進めるとともに、ＩＣＴ機器の効果的な活用等による職員室等の環境整備について、モデル校等の取組事例を学校へ紹介してきた。 学校において、ＩＣＴを快適かつ安心・安全に利活用できるよう、ネットワーク環境の整備など学校のＩＣＴ環境の整備を引き続き進める。また、トラブル等が生じた際には、ＩＣＴに関する知識・経験を有する支援員等により対応を図る。さらに、研究指定校の実践から得られた成果やシステムの効果的な活用策等を周知することで、学校におけるＩＣＴの活用による業務の一層の効率化に向けた支援を行う。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
ＩＣＴ機器等に関するトラブルに迅速に対応できるよう、ＩＣＴに関する知識・経験を有する支援員等によるサポートを拡充する。	ＩＣＴ支援員を増員し、ＩＣＴ機器等に関するトラブルに対して、サービスデスクやＩＣＴ支援員による電話又は訪問によるサポートを実施した。 なお、アンケート調査の結果、サービスデスクやＩＣＴ支援員による電話又は訪問によるサポートは、ＩＣＴ機器等に関するトラブルに速やかに対応する上で「役立つ」と回答した学校の割合は94.8%であった。
教員の業務改善に向け、研究指定校において効果のあった取組などを、研修等で周知することで、授業改善や学校の業務の効率化を図る。	ＩＣＴの効果的な活用方法について、国が作成した教材や研究校の実践事例を教職員ＩＣＴ活用サイト等に掲載し、教職員がいつでも閲覧・活用できる環境を整備した。また、教職員がメタバース空間内でいつでもタブレット端末の操作に関する相談等ができるオンラインサポートの利用促進を図った。 なお、アンケート調査の結果、実践事例等を参考にしたり、オンラインサポートを活用したりするなどして、ＩＣＴを活用した授業・業務改善の取組を実施したと回答した学校の割合は 89.8%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

ＩＣＴ機器等に関するトラブルに迅速に対応できるよう、サービスデスクやＩＣＴ支援員によるサポートの更なる拡充を図る。

また、教員の業務改善に向け、研究指定校において効果のあった新たな情報技術に係る先行的な取組や教職員ＩＣＴ活用サイトなどを、研修等で周知することで、授業改善や学校の業務の効率化を図る。

視　　点	学校における業務改善
分　　類	業務改善に資する環境整備
取 組 項 目	NO.10 教育委員会の体制等の見直し
所　管　課	総務課、教育給与課
内　　容	学校における働き方改革に係る取組の着実な推進を図るため、教育委員会と学校の代表からなる「働き方改革推進プロジェクトチーム」を設置し、進捗状況の把握や効果検証等を行っており、これまで、学校事務センターの機能強化や、教育委員会への情報化推進・学校支援担当課長の配置など、学校の業務を効果的・効率的に進めるための体制づくりに取り組むとともに、学校と教育委員会間での協議が円滑に行えるよう、Ｗｅｂ会議システムの構築に取り組んできた。その一方で、学校の業務は、教育委員会の複数の部署において所管しており、それぞれ相互に類似・関連していることから、学校が問合せや協議を行うに際して混乱が生じており、学校にとって教育委員会の業務分担が分かりにくいとの声も上がっている。 引き続き、こうした学校にとって分かりにくい個別・具体の事務について、関係部署の権限や責任を整理し、文書による所管業務の明確化を進める。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
総務課が所管する給与・社会保険関係事務の教育給与課への円滑な移管に向けて、所要の規程改正、事務処理に係る通知の整理等を遺漏なく行う。	総務課が所管する給与・社会保険関係事務を令和８年４月１日から教育給与課に移管することとし、円滑な移管に向け、関係規程の整備、通知等の更新を行った。

（参考）令和８年度の取組予定

学校にとって教育委員会の業務分担が分かりにくい個別・具体の事務について、対応すべき業務の選定を行う。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	勤務時間管理の徹底
取 組 項 目	NO.11 定時退校日の実施
所　管　課	教職員課
内　　容	定時退校については全学校において週一回以上の設定が定着しているが、管理職等は特に長時間勤務の傾向があり、この取組を進めることで退校しやすくなると考えられることから、定時退校の着実な実施に向けて取り組んでいく必要がある。 定時退校日と部活動休養日を同一日に設定するなど、定時退校の着実な実施に向けた実効性のある取組事例を園・校長会等において紹介することなどにより、定時退校ができる体制の整備や教職員の意識啓発を促し、定時退校の実施率の向上を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
教職員が定時退校を実施することができている学校等の取組例を校長会等において紹介し、教職員の意識を高める取組を進めるとともに、必要に応じて定時退校について指導・助言を行い、定時退校実施率の向上を図る。	園・校長からの聴取により、教職員の定時退校に向けた取組の好事例を収集し、園・校長会において紹介するとともに、必要に応じて定時退校について指導・助言を行った。 なお、アンケート調査の結果、定時退校ができる体制整備等の取組を行ったと回答した学校の割合は100%、また、定時退校日の実施に係る肯定的な回答は71.8%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

教職員が定時退校を実施することができている学校等の取組例を校長会等において紹介するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、定時退校実施率の向上を図る。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	授業・部活動の負担軽減
取組項目	NO.12 日課の見直し
所　管　課	指導第一課
内　　容	学校では、こどもたち一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、日々、授業改善に努めるとともに、より良い授業を行うための準備にも丁寧に取り組んでいるが、放課後に会議や打ち合わせ等が行われることが多く、授業準備のための時間の確保や時間単位の年次有給休暇の取得が困難な状況となっている。 学校において放課後に授業準備等を行う時間を確保できるよう、働き方改革推進モデル校等の協力も得ながら、授業計画や学級指導等の工夫や会議日程の調整等により放課後の時間の創出につながった好事例を収集し、周知する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
授業時数の配当の工夫など柔軟な教育課程を編成している学校の例を校長会等で紹介し、各学校が、学校や地域の実態に応じた日課の見直しができるようにする。	教員の授業改善に向け、放課後に授業準備等を行う時間を確保することができるよう、学校や地域の実態に応じた日課の見直しを検討することの重要性について校長や教務主任に周知するとともに、他校及び他の自治体等における日課の工夫等の好事例を収集し、校長や教務主任に紹介した。 なお、アンケート調査の結果、次年度の日課表の見直しを検討したと回答した学校の割合は83.9%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

学校や地域の実態に応じた日課の見直しを検討することの重要性について周知するとともに、授業時数の配当の工夫など柔軟な教育課程を編成している学校の例を校長会等で紹介する。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	授業・部活動の負担軽減
取 組 項 目	NO.13 小学校高学年における教科担任制の推進
所　管　課	指導第一課
内　　容	全小学校の高学年において、令和４年度から専科指導教員により教科の指導を行う教科担任制を実施し、また、学級間や学年間での交換授業についてもあわせて推進し、授業準備の時間の確保や教員間の連携強化等を図っている。 国の動向を踏まえつつ専科指導教員の増員を進めるとともに、交換授業を行う教科や時間割編成の工夫についての好事例を周知し、学校の実態に応じた指導体制が構築できるよう支援する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
交換授業を行う教科や時間割編成の工夫等、好事例の紹介等を行い、各校が学校の実態に応じた指導体制が構築できるようにする。	指導主事による学校訪問等において、専科指導教員による教科担任制及び担任間の交換授業の実施状況を把握するとともに、教科担任制及び交換授業を行う教科や時間割編成の工夫等の好事例を、教務主任研修において情報共有した。 なお、アンケート調査の結果、教科担任制を実施したことにより、教材研究や準備に係る時間の削減につながったと回答した学校の割合は 90.0%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

交換授業を行う教科や時間割編成の工夫等の好事例の紹介等を行い、各校が学校の実態に応じた指導体制が構築できるようにする。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	授業・部活動の負担軽減
取組項目	NO.14 部活動の負担軽減
所　管　課	指導第二課
内　　容	「広島市立中・高等学校　部活動の方針」に基づいて、部活動休養日の拡大や中学校への部活動指導員の配置等に取り組み、部活動が生徒と教職員の双方にとって健康に配慮されたものとなるよう取組を進め、教員の負担軽減を図っている。一方で、中学校・高等学校へのアンケート調査では、依然として部活動が教職員にとって負担感・多忙感の大きい業務であることが課題となっている。 部活動指導員の人材確保に努め、中学校への配置に加え、国庫補助金の対象となっていない高等学校へも配置するなど、部活動指導員の配置拡充を進める。また、国において示された休日の部活動の段階的な地域移行については、「地域移行モデル」を実施し、全校実施を見据え、課題や対応策等の検証を行い、順次拡大するとともに、国の動向も踏まえながら、本市の部活動の在り方について検討する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
部活動指導員を各中学校２、３名程度、高等学校に３名程度配置し、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減を図る。休日の部活動の地域移行モデル事業を実施し、運営上の課題や効率的・効果的な活動の在り方についての検証を行う。	中学校及び広島中等教育学校前期課程 63 校に、延べ 235 人の部活動指導員（令和６年度は 61 校、延べ 197 人）、高等学校及び広島中等教育学校後期課程８校に、延べ 44 人の部活動指導員（令和６年度は８校、延べ 38 人）を配置し、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減を図った。 なお、アンケート調査の結果、部活動指導員の配置により、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減が図れたと回答した学校の割合は 87.3%であり、部活動の負担軽減が図られていないと回答した学校の中には、「部活動指導員を配置したいが、十分な指導時間が確保されていない」との声もあった。 令和７年５月以降、48 校 62 クラブで休日の部活動の地域移行モデル事業（部活動指導員等活用モデル 48 校 57 クラブ（令和６年度は 21 校 23 クラブ）、指導者派遣モデル５校５クラブ（令和６年度は学区体育協会等活用モデル１校１クラブ、スポーツ少年団活用モデル１校１クラブ））を実施した。各モデル校において、教員以外の指導者からの聞きとりや、生徒、保護者及び教員へのアンケートを行い、運営上の課題や効率的、効果的な活動の在り方等について検証を行った。 休日の部活動の地域移行モデル事業実施校に実施したアンケート調査において、モデルクラブに所属している生徒の 94.5%が、「意欲的に参加できる・どちらかと言えば意欲的に参加できる」と回答し、教員の 86.4%が「負担が軽減された」と回答した。

（参考）令和８年度の取組予定

部活動指導員を各中学校２、３名程度、高等学校に４名程度配置し、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減を図るとともに、休日の部活動の地域展開モデル事業を実施し、運営上の課題や効率的・効果的な活動の在り方についての検証を行う。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	休暇取得の促進
取 組 項 目	NO.15 学校閉庁日の実施
所　管　課	教育企画課
内　　容	教職員の休暇取得を促進し、心身の健康増進を図ることを目的に、平成30年度から、保護者や地域に周知を図りながら、夏季休業期間中に３日間の一斉閉庁を実施しており、令和４年度からは冬季休業期間中に２日間の一斉閉庁を実施しているほか、学校において独自に閉庁日を設定・実施するよう推奨している。 夏季・冬季休業期間中の一斉閉庁と各学校の独自閉庁日を組み合わせて、一斉閉庁が拡大実施されるように推奨していくことで、教職員が連続した休暇を取得しやすくなるよう取組を進め、教職員の休暇取得の促進を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
夏季・冬季休業期間中の一斉閉庁を実施するとともに、各学校が状況に応じて独自に設定する閉庁日を組み合わせて、一斉閉庁が拡大実施されるように推奨する。	学校への通知において、夏季・冬季休業期間中の一斉閉庁を実施するとともに、各学校が状況に応じて独自に設定する閉庁日を組み合わせて、一斉閉庁が拡大実施されるように推奨した。 その結果、３日間の夏季一斉閉庁及び２日間の冬季一斉閉庁を設定した学校の割合は 100%であった。また、夏季一斉閉庁及び冬季一斉閉庁の拡大実施を設定した学校の割合は、それぞれ87.8%及び48.3%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

夏季・冬季休業期間中の一斉閉庁を実施するとともに、各学校が状況に応じて独自に設定する閉庁日を組み合わせて、一斉閉庁が拡大実施されるように推奨する。

視　　点	過密期間・日程の緩和
分　　類	休暇取得の促進
取 組 項 目	NO.16 計画的取得の推進
所　管　課	教職員課
内　　容	働き方改革推進モデル校において、翌月の年次有給休暇の取得予定日を学年の教職員で調整する取組を進めたところ、モデル校のアンケート調査では、「年次有給休暇を取得しやすくなった。」、「計画的に業務等の予定を立てる習慣がついた。」等の成果が得られた。 業務の先を見通して年次有給休暇を計画的に取得できるよう、校長等が業務の進行状況や年次有給休暇の取得状況を踏まえて助言等を行い、教職員の意識啓発を図るとともに、取得計画表の活用や時間単位年休の取得の推奨など、効果的で実行性のある取組事例を周知する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
計画的な年次有給休暇取得の取組例を校長会等において紹介し、年休取得に対する意識を高めるとともに、必要に応じて計画的取得について指導・助言を行い、年休取得日数の向上を図る。	園・校長からの聴取により、計画的な年次有給休暇の取得に向けた取組の好事例を収集し、園・校長会において紹介するとともに、必要に応じて計画的取得について指導・助言を行った。 なお、アンケート調査の結果、年次有給休暇を計画的に取得できるようにするための取組をしたと回答した学校の割合は 100%であった。また、計画的な年次有給休暇取得の奨励により、取得日数の向上に繋がっていると回答した園・学校の割合は 90.0%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

計画的な年次有給休暇取得の取組例を校長会等において紹介し、年休取得に対する意識を高めるとともに、必要に応じて計画的取得についての指導・助言を行い、年休取得日数の向上を図る。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	学校経営との連携
取 組 項 目	NO.17 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
所　管　課	指導第二課
内　　容	各学校の学校経営目標の重点的な項目の一つとして、学校における働き方改革に関連する目標を設定するよう働きかけてきたことにより、働き方改革が学校の目標として明確に位置付けられるようになり、各学校において校長のリーダーシップの下、学校全体の働き方改革に向けた教職員の意識改革や業務改善が進められている。今後は、設定した目標を踏まえ、各教職員がより当事者意識を持って、学校全体で組織的に取組を進めていく必要がある。 中・長期的な視点も見通した中で、各学校における組織的・継続的な意識改革・業務改善に向け、全教職員が関わりながら、目標を踏まえて実施する取組について検証を行い、計画的に取組が進められるよう働きかける。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
全校で、働き方改革に関連する目標を学校評価の重点的な項目に位置付け、教職員の意識改革や業務改善を推進する。	全校において、働き方改革に関連する目標を学校経営計画の中に位置付け、教職員の意識改革や業務改善に取り組んだ。 なお、アンケート調査の結果、学校評価等に働き方改革関連目標を設定したことで、教職員の意識改革や業務改善につながっていると回答した学校の割合は 90.0%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

全校で働き方改革に関連する目標を学校評価の重点的な項目に位置付け、教職員の意識改革や業務改善を推進する。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	学校経営との連携
取 組 項 目	NO.18 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
所　管　課	教職員課
内　　容	全ての教職員が働き方改革に関連する目標を業績評価の目標として設定するよう、学校に働きかけを行ってきたことにより、確実に目標設定されるようになり、教職員の働き方改革に関する意識改革や業務改善が進んだ。 全ての教職員が、学校経営目標を踏まえて、働き方改革に関連する自らの目標を適切に設定し、主体的に取組を進めることで、更なる意識改革や業務改善が図られるよう、指導・助言を行う校長等を支援する。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
働き方改革関連目標達成に向けた取組について、校長等に取組の状況を確認し、必要に応じた支援を行い、目標達成に向けた取組の充実を図る。	園・学校の取組の状況を確認し、必要に応じた支援を行うことで、全ての園・校長が、教職員に対して業績評価における働き方改革関連目標の達成に向けて適切に指導助言を行うことができた。

（参考）令和８年度の取組予定

教職員に対する管理職による指導助言が、教職員一人一人の働き方改革関連目標の達成に向けた主体的な取組につながるものとなるよう、管理職への支援に努める。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	学校経営との連携
取 組 項 目	NO.19 メンタルヘルス対策の充実
所　管　課	教職員課
内　　容	「第３次教職員メンタルヘルス対策実施計画」（平成 31 年３月策定）に基づき、教職員一人一人の心の健康の保持増進と、明るく活気ある学校づくりに向けた取組を進めている。しかしながら、ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された者や、１か月以上の病気休暇等を取得した教職員数は、近年増加傾向にあることから、教職員のメンタルヘルスに係る取組を周知するなどして、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「保健スタッフ等によるケア」等の充実を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
産業保健スタッフが、積極的に学校を訪問して教職員の状況把握を進めるとともに、精神疾患による休職者との面談を実施することなどにより、円滑な復職支援を図る。	産業保健スタッフによる学校訪問は、167 校（72.6%）で実施した。また、令和７年度に精神疾患により休職している教員のうち、同年度に復職審査を予定している 21 名の全員（100%）に対し、復職審査前に保健師による面談を実施した。

（参考）令和８年度の取組予定

産業保健スタッフが学校訪問を行う回数を増やすことにより、より多くの教職員の状況把握を進めるとともに、精神疾患による休職者との面談を様々な機会を捉えて実施することなどにより、本人及び管理職へ助言を行い、円滑な復職支援を図る。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	研修の充実
取 組 項 目	NO.20 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実
所　管　課	教育センター
内　　容	新任の校長や教頭が増加していることを踏まえ、働き方改革の視点が盛り込まれた学校経営に資するよう、学校の現状を客観的に評価し、改善する力の基礎となるマネジメント力を育成するための管理職研修を実施し、働き方改革に主体的に取り組む力の育成に取り組んでいる。 組織マネジメントやタイムマネジメント、リスクマネジメント等、管理職に必要なマネジメント力を育成するための研修を充実させ、学校マネジメントに関する相談支援体制のさらなる充実を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
管理職研修において、学校経営重点計画の作成・活用に関わる講義・演習を充実させたり、学校経営アドバイザーとの連携を密にしたりすることを通して、管理職に必要なマネジメント力の向上を図る。	管理職研修（全５研修）において、学校経営重点計画作成に関わる演習や具体的な事例を取り上げた研修を実施し、組織マネジメントやタイムマネジメント、リスクマネジメント等、管理職に必要なマネジメント力の向上のための研修を実施した。また、学校経営アドバイザーと連携した研修を実施することを通して管理職のマネジメント力の向上を図った。

（参考）令和８年度の取組予定

管理職研修において、学校経営重点計画の作成・活用に関わる講義・演習を充実させたり、学校経営アドバイザーとの連携を密にしたりすることを通して、管理職に必要なマネジメント力の向上を図る。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	研修の充実
取 組 項 目	NO.21 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実
所　管　課	教育センター
内　　容	近年、経験年数の短い若手教員や中堅教員が増加していることを踏まえ、経験年数に応じてマネジメント力を高め、働き方改革につながる視点を持たせることができるよう、研修受講者が主体的に働き方に関する取組状況等を振り返り、次の取組を考えるためのマネジメントシートを活用しながら、研修内容の充実を図る。

＜令和７年度の実施状況＞

予　定	実　績
経験年次研修において、教員が自身の目標を焦点化したり、取組内容を具体化したりするマネジメントシートを活用した研修を通して、働き方改革につながるマネジメント力の向上を図る。	初任者から中堅教諭（１、２、３、６、11 年目）までの経験年次研修において、マネジメントシートを活用して自身の目標を焦点化したり、取組内容を具体化する際に、働き方に関わる視点をもたせたりしながら研修を実施し、マネジメント力の向上を図った。

（参考）令和８年度の取組予定

経験年次研修において、教員が自身の目標を焦点化したり、取組内容を具体化したりするマネジメントシートを活用した研修を通して、働き方改革につながるマネジメント力の向上を図る。

視　　点	働き方に係る教職員等の意識改革
分　　類	保護者・地域と連携した学校運営
取 組 項 目	NO.22 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進
所　管　課	教育企画課、指導第二課
内　　容	教員の長時間勤務等の課題の解消に向けては、保護者や地域等による一層の理解と協力が必要であるため、リーフレットや市の広報紙等により、働き方改革の取組内容や趣旨等を周知したり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を活用したりすることにより、保護者や地域の理解と協力を得ながら働き方改革の取組を進めてきた。引き続き、学校をとりまく状況の変化とあわせて、実際に取り組まれた好事例等を情報発信することで、保護者や地域等の理解と協力がより必要であることを周知する。 また、学校運営協議会制度の下、地域人材を活用した学校教育活動地域連携推進事業などにより、各学校の状況に応じて保護者・地域等との役割分担を図りながら、地域とともにある学校づくりに取り組む。

＜令和７年度の実施状況＞

区　分	実　績
各校に、学校運営協議会等を通して保護者や地域に働き方改革への理解と協力を求めたりすることなど具体的な取組等を紹介して、各校が保護者や地域と協働した働き方改革を推進する。 また、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を紹介し、地域と学校が連携・協働した取組を推進する。	校長会等や教育委員会情報ネットワークシステムを通じて、学校における働き方改革に係るモデル校等で実施した保護者や地域に対する働き方改革等への理解と協力を求めたりした取組等の事例を紹介した。 校長会等で地域人材等を活用した取組の好事例の紹介を行った。また、全ての園・学校において、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」、「スポーツ・文化芸術」の４つのテーマから地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を行った。 なお、アンケート調査の結果、保護者、地域住民等が参画した取組を推進することができたと回答した学校の割合は85.2%であった。

（参考）令和８年度の取組予定

各校に、学校運営協議会等を通して保護者や地域に働き方改革への理解と協力を求めたりすることなど具体的な取組等を紹介して、各校が保護者や地域と協働した働き方改革を推進する。

また、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を紹介し、地域と学校が連携・協働した取組を推進する。